

様式集 新旧対照表

変更前（旧）		変更後（新）	
P. 19		P. 19	
・平常時における業務実施体制（従事する業務、企業名、現場に配置する技術者）の考え方について評価する。また、実施体制図について評価する。	要（別） P. 9	・平常時における業務実施体制（従事する業務、企業名、現場に配置する技術者）の考え方について評価する。また、実施体制図について評価する。	要（別） P. 9
1. 業務全般 （1）受託者は、本業務履行期間内において、常に委託者より連絡を受けることが出来る体制をとらなければならない。 2. 配置技術者 （1）受託者は、契約締結後、配置技術者における指定通知書等を速やかに委託者へ提出しなければならない。 （2）PPP 代理人は、代表企業から配置するものとし、業務契約に関して委託者と契約について協議を行うほか、委託者から支払われた報酬を構成員へ分配するものとする。また、統括責任者との業務は可とする。 （3）統括責任者は、委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に関し、受託者の業務に限り一切の権限を行使することができるものとする。 （4）統括責任者は、専任（藤沢市の他業務との業務は可）とする。また、統括責任者は、統括管理業務以外の業務責任者、管理技術者及び照査技術者との業務は不可とする。 （5）計画的業務、修繕等業務、検査補助・普及業務、住民対応等業務、改築業務における改築工事（ストマネ・耐震化）、機能耐久調査業務、データベース作成業務については、それぞれ業務責任者を配置するものとする。また、各業務間における業務責任者の兼務は可とする。 （6）改築業務における改築設計（ストマネ・耐震化）及び計画策定業務については、それぞれ管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。 （7）同一人が改築業務における改築設計（ストマネ・耐震化）及び計画策定業務の管理技術者あるいは照査技術者を兼ねることはできる。また、同一業務内で管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 （8）各業務の業務責任者及び管理技術者は、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。 （9）受託者は、本業務の実施に当たり、統括責任者等の他、関係諸法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置しなければならない。各業務における配置技術者が必要とする資格は、（別紙 9）配置技術者の資格要件に示すとおり。 （10）受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。 （11）受託者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充てるものとし、かつ、必要に応じて誘導員を配置するものとする。 （12）受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。 （13）受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置しなければならない。	1. 業務全般 （1）受託者は、本業務履行期間内において、常に委託者より連絡を受けることが出来る体制をとらなければならない。 2. 配置技術者 （1）受託者は、契約締結後、配置技術者における指定通知書等を速やかに委託者へ提出しなければならない。 （2）PPP 代理人は、代表企業から配置するものとし、業務契約に関して委託者と契約について協議を行うほか、委託者から支払われた報酬を構成員へ分配するものとする。また、統括責任者との業務は可とする。 （3）統括責任者は、委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に関し、受託者の業務に限り一切の権限を行使することができるものとする。 （4）統括責任者は、 <u>統括管理業務の業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとし</u> 、専任（藤沢市の他業務との業務は可）とする。また、統括責任者は、統括管理業務以外の業務責任者、管理技術者及び照査技術者との業務は不可とする。 （5）計画的業務、修繕等業務、検査補助・普及業務、住民対応等業務、改築業務における改築工事（ストマネ・耐震化）、機能耐久調査業務、データベース作成業務については、それぞれ業務責任者を配置するものとする。また、各業務間における業務責任者の兼務は可とする。 （6）改築業務における改築設計（ストマネ・耐震化）及び計画策定業務については、それぞれ管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。 （7）同一人が改築業務における改築設計（ストマネ・耐震化）及び計画策定業務の管理技術者あるいは照査技術者を兼ねることはできる。また、同一業務内で管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 （8）各業務の業務責任者及び管理技術者は、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。 （9）受託者は、本業務の実施に当たり、統括責任者等の他、関係諸法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置しなければならない。各業務における配置技術者が必要とする資格は、（別紙 9）配置技術者の資格要件に示すとおり。 （10）受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。 （11）受託者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充てるものとし、かつ、必要に応じて誘導員を配置するものとする。 （12）受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。 （13）受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置しなければならない。		
・対象業務の実施に当たり、配置技術者の保有資格及び配置計画について評価する。	要 P. 6～ 9 2 (2)	・対象業務の実施に当たり、配置技術者（ <u>統括責任者、業務責任者、管理技術者、照査技術者及び工事における監理技術者、主任技術者</u> ）の保有資格及び配置計画について評価する。	要 P. 6～ 9 2 (2)

変更前（旧）

P. 24

・マンホールポンプ点検の実施計画（実施方法・資機材の確保等）	
要（要） P. 4～6 1 (4)	カ マンホールポンプ点検業務 (ア) 定期点検業務 保守定期点検業務の作業内容は、次のとおりとする。点検項目及び点検頻度は（別表5）マンホールポンプ所点検周期基準表を参照のこと。 a 着脱水中ポンプ（汚水） (a) 異音、振動、圧力、電流値の確認 (b) 着脱装置の機能確認 (c) 腐食の確認 (d) 軸封部の確認 (e) カッターの確認（有る場合） (f) 全体点検・清掃 b 着脱水中ポンプ（雨水） (a) 異音、振動、圧力、電流値の確認 (b) 着脱装置の機能確認 (c) ポンプの確認 (d) 全体点検・清掃 (e) ポンプメーカーによる点検 c 配管類他 (a) 漏水・継手部の確認 (b) バルブ類の作動確認 (c) 支持金物の確認 (d) マンホール内の蓄積物、異物除去 d 引込計器盤・現場操作盤 (a) 外観（汚損、損傷、落書き）、過熱の確認 (b) 引込柱、配管配線等の確認 (c) 計器指示値、表示灯の確認 (d) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ等の確認 (e) 自動警報装置、漏電遮断器等の作業確認 (f) 絶縁及び接地抵抗測定 e 自動通報装置等 (a) 異音、振動、過熱の確認 (b) 機器取り付け状況の確認 f 水位計 (a) 指示値の確認 (b) 感知部の外観確認、清掃 (c) レベルスイッチによるポンプの作動確認 (d) 指示計の調整 (イ) 雨水排水ポンプ所の出水期前点検業務 雨水排水ポンプ所については、日常点検とは別に、出水期に備えた点検を実施すること。また、電源喪失等の非常時に備え、可搬式発電機等を用いた突負荷運転を伴う設備点検を実施し、<u>施設/年</u>すること。 キ マンホールポンプ所の清掃業務 マンホールポンプ所の清掃内容は、下記のとおりとする。 (ア) マンホールポンプ内 槽内の清掃を実施 (イ) 操作盤 簡易的な清掃を実施（落書きの除去含む） (ウ) ポンプ所及び盤周辺 除草を含む簡易的な清掃を実施 ク マンホールポンプ所の巡回業務 マンホールポンプ所については、1回/月の頻度で巡回を行い施設の点検をすること。ただし、弁天橋マンホールポンプ所については、1回/週（繁忙期は2回/週）とする。 ケ 修繕業務 定期点検時及び故障・異常時の緊急対応にて確認された不具合に対して、機能復

変更後（新）

P. 24

・マンホールポンプ点検の実施計画（実施方法・資機材の確保等）	
要（要） P. 4～6 1 (4)	カ マンホールポンプ点検業務 (ア) 定期点検業務 保守定期点検業務の作業内容は、次のとおりとする。点検項目及び点検頻度は（別表5）マンホールポンプ所点検周期基準表を参照のこと。 a 着脱水中ポンプ（汚水） (a) 異音、振動、圧力、電流値の確認 (b) 着脱装置の機能確認 (c) 腐食の確認 (d) 軸封部の確認 (e) カッターの確認（有る場合） (f) 全体点検・清掃 b 着脱水中ポンプ（雨水） (a) 異音、振動、圧力、電流値の確認 (b) 着脱装置の機能確認 (c) ポンプの確認 (d) 全体点検・清掃 (e) ポンプメーカーによる点検 c 配管類他 (a) 漏水・継手部の確認 (b) バルブ類の作動確認 (c) 支持金物の確認 (d) マンホール内の蓄積物、異物除去 d 引込計器盤・現場操作盤 (a) 外観（汚損、損傷、落書き）、過熱の確認 (b) 引込柱、配管配線等の確認 (c) 計器指示値、表示灯の確認 (d) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ等の確認 (e) 自動警報装置、漏電遮断器等の作業確認 (f) 絶縁及び接地抵抗測定 e 自動通報装置等 (a) 異音、振動、過熱の確認 (b) 機器取り付け状況の確認 f 水位計 (a) 指示値の確認 (b) 感知部の外観確認、清掃 (c) レベルスイッチによるポンプの作動確認 (d) 指示計の調整 (イ) 雨水排水ポンプ所の出水期前点検業務 雨水排水ポンプ所については、日常点検とは別に、出水期に備えた点検を実施すること。また、電源喪失等の非常時に備え、可搬式発電機等を用いた突負荷運転を伴う設備点検を実施すること。<u>〔南部処理区：1施設/年、東部処理区：1施設/年〕</u> キ マンホールポンプ所の清掃業務 マンホールポンプ所の清掃内容は、下記のとおりとする。 (ア) マンホールポンプ内 槽内の清掃を実施 (イ) 操作盤 簡易的な清掃を実施（落書きの除去含む） (ウ) ポンプ所及び盤周辺 除草を含む簡易的な清掃を実施 ク マンホールポンプ所の巡回業務 マンホールポンプ所については、1回/月の頻度で巡回を行い施設の点検をすること。ただし、弁天橋マンホールポンプ所については、1回/週（繁忙期は2回/週）とする。 ケ 修繕業務 定期点検時及び故障・異常時の緊急対応にて確認された不具合に対して、機能復

変更前（旧）

P. 25

	旧を目的とした修繕を行う。内容については委託者と協議を行い、方針を定めた上で実施すること。なお、マンホールポンプ所の修繕に必要な費用は当該業務に含まれる。 (ア) 定期点検に伴う簡易な修繕業務 a 業務内容 簡易修繕、消耗部品の交換 b 業務範囲 電流計・レベルスイッチ・ヒューズ・バルブ・スイッチ等部品の交換等 (イ) 施設に対する修繕業務 a 業務内容 定期点検時及び故障・異常時の緊急対応にて確認された不具合に対して、機能復旧を目的とした修繕 b 業務範囲 <u>少額随契で対応できる範囲及び</u>マンホールポンプ所施設全体 コ 故障・異常時の緊急対応業務 故障警報対応業務の作業内容は、下記のとおりとする。 (ア) マンホールポンプ施設の異常警報により緊急的に点検が必要となったポンプ設備について、マンホールポンプ点検業務に準じて点検する。 (イ) 本市に市民等の外部から通報があった際には、本市から連絡を受け点検を実施する。 (ウ) 上記に伴う点検の結果、ポンプ設備等に重大な故障が発生した場合や揚水及び排水機能が停止している場合は、直ちに本市へ報告し、揚水及び排水機能を継続させる措置を講ずること。 (エ) 異常警報等で「停電」が確認された場合は、電力会社からの情報を収集すると共に、揚水及び排水機能を確保できるように必要な対策を講ずること。また、可搬式発電機を使用する際は、藤沢市下水道浄化センター等維持管理業務委託により選任された電気主任技術者の指示のもとケーブルを接続し電源供給を可搬式発電機に切替えて必要な作業を行うこと。なお、可搬式発電機については大清水浄化センターに保管されている物を使用することもできる。 サ その他 <u>故障警報対応業務の作業内容は、下記のとおりとする。</u> (ア) マンホールポンプの稼働にかかる電気・水道・通信料を見込むこと。 (イ) マンホールポンプの引き上げ点検や可搬式発電機の運搬を行うための車両を準備すること。また、作業の際は小型移動クレーン運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者等の有資格者が行うこと。 (ウ) 初年度については通報装置の通報先を受託者指定の番号へ変更すること。 (エ) 別途委託者が発注している他業務と連携をとること。 (オ) 保守点検の内容は、下水道施設維持管理積算要領-処理場・ポンプ場施設(日本下水道協会)第4編の下水道施設機械・電気設備保守点検基準を参考とすること。 (カ) 電気事業法等各種法令、経済産業省通知「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を遵守すること。また、自家用電気工作物に該当する事業場※は、上記法令等と合わせて保安規程についても遵守すること。 ※長後橋ポンプ所、辻堂南部ポンプ所、石川ポンプ所、稲荷一丁目ポンプ所、矢尻ポンプ所、石上ポンプ所、鵜沼東部ポンプ所、片瀬ポンプ所、高倉ポンプ所、遠藤北原ポンプ所 (キ) 経済産業省で定める技術基準に達しない事項又は適合しない恐れがある場合は、軌るべき処置について委託者と協議を行い、是正すること。
--	--

変更後（新）

P. 25

	旧を目的とした修繕を行う。内容については委託者と協議を行い、方針を定めた上で実施すること。なお、マンホールポンプ所の修繕に必要な費用は当該業務に含まれる。 (ア) 定期点検に伴う簡易な修繕業務 a 業務内容 簡易修繕、消耗部品の交換 b 業務範囲 電流計・レベルスイッチ・ヒューズ・バルブ・スイッチ等部品の交換等 (イ) 施設に対する修繕業務 a 業務内容 定期点検時及び故障・異常時の緊急対応にて確認された不具合に対して、機能復旧を目的とした修繕 b 業務範囲 マンホールポンプ所施設全体 コ 故障・異常時の緊急対応業務 故障警報対応業務の作業内容は、下記のとおりとする。 (ア) マンホールポンプ施設の異常警報により緊急的に点検が必要となったポンプ設備について、マンホールポンプ点検業務に準じて点検する。 (イ) 本市に市民等の外部から通報があった際には、本市から連絡を受け点検を実施する。 (ウ) 上記に伴う点検の結果、ポンプ設備等に重大な故障が発生した場合や揚水及び排水機能が停止している場合は、直ちに本市へ報告し、揚水及び排水機能を継続させる措置を講ずること。 (エ) 異常警報等で「停電」が確認された場合は、電力会社からの情報を収集すると共に、揚水及び排水機能を確保できるように必要な対策を講ずること。また、可搬式発電機を使用する際は、藤沢市下水道浄化センター等維持管理業務委託により選任された電気主任技術者の指示のもとケーブルを接続し電源供給を可搬式発電機に切替えて必要な作業を行うこと。なお、可搬式発電機については大清水浄化センターに保管されている物を使用することもできる。 サ その他 (ア) マンホールポンプの稼働にかかる電気・水道・通信料を見込むこと。 (イ) マンホールポンプの引き上げ点検や可搬式発電機の運搬を行うための車両を準備すること。また、作業の際は小型移動クレーン運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者等の有資格者が行うこと。 (ウ) 初年度については通報装置の通報先を受託者指定の番号へ変更すること。 (エ) 別途委託者が発注している他業務と連携をとること。 (オ) 保守点検の内容は、下水道施設維持管理積算要領-処理場・ポンプ場施設(日本下水道協会)第4編の下水道施設機械・電気設備保守点検基準を参考とすること。 (カ) 電気事業法等各種法令、経済産業省通知「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を遵守すること。また、自家用電気工作物に該当する事業場※は、上記法令等と合わせて保安規程についても遵守すること。 ※長後橋ポンプ所、辻堂南部ポンプ所、石川ポンプ所、稲荷一丁目ポンプ所、矢尻ポンプ所、石上ポンプ所、鵜沼東部ポンプ所、片瀬ポンプ所、高倉ポンプ所、遠藤北原ポンプ所 (キ) 経済産業省で定める技術基準に達しない事項又は適合しない恐れがある場合は、軌るべき処置について委託者と協議を行い、是正すること。
--	--

変更前（旧）	変更後（新）																																																																																				
P. 32 （様式Ⅳ-5） 【2 技術力の評価】 参加者としての技術力を評価するため、専門分野の技術者としての本業務に有益な資格の種類と有資格者数について記載すること。 また、勤務状況（雇用状況）について資料を添付すること。 ※記載にあたっては、企業全体（本社、支社等）の技術者数について記載すること。なお、各資格10名を上限とすること。 ※技術者1人が複数の資格を持っている場合は、複数の有資格者数に計上してよい。 ※記載欄が不足する場合は、表を複製し、複数枚にわたって記載すること。 ※当該資格を証する書類（登録証、資格者証等の写し）を添付すること。 ※直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ3箇月以上の雇用関係であることを確認できる書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用証明書等）を添付すること。なお、本籍部分にマスキングすること。 ※登録証等の写しと雇用関係確認書類の写しとは、1人分を1つとしてホチキス留めを行うこと。	P. 32 （様式Ⅳ-5） 【2 技術力の評価】 参加者としての技術力を評価するため、専門分野の技術者としての本業務に有益な資格の種類と有資格者数について記載すること。 また、勤務状況（雇用状況）について資料を添付すること。 ※記載にあたっては、企業全体（本社、支社等）の技術者数について記載すること。なお、各資格10名を上限とすること。 ※技術者1人が複数の資格を持っている場合は、複数の有資格者数に計上してよい。 ※記載欄が不足する場合は、表を複製し、複数枚にわたって記載すること。 ※当該資格を証する書類（登録証、資格者証等の写し）を添付すること。 ※直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ3箇月以上の雇用関係であることを確認できる書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用証明書等）を添付すること。なお、本籍部分にマスキングすること。 ※登録証等の写しと雇用関係確認書類の写しとは、1人分を1つとしてホチキス留めを行うこと。																																																																																				
令和8年9月29日時点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号又は名称</th><th>△△興業 神奈川支店</th></tr> <tr> <th>資格</th><th>有資格者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>技術士（総合技術監理部門—上下水道-下水道）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>技術士（上下水道部門—下水道）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>RCCM（下水道部門）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理総合技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理主任技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理専門技士（調査）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理専門技士（清掃）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理専門技士（修繕・改築）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道第3種技術検定</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管理技術認定試験</td><td>○人</td></tr> <tr><td>1級土木施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>2級土木施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>1級造園施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>2級造園施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>電気工事士（第一種）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>電気工事士（第二種）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</td><td>○人</td></tr> <tr><td>監理技術者資格者証</td><td>○人</td></tr> <tr><td>その他（○○○○）</td><td>○人</td></tr> </tbody> </table>	商号又は名称	△△興業 神奈川支店	資格	有資格者数	技術士（総合技術監理部門—上下水道-下水道）	○人	技術士（上下水道部門—下水道）	○人	RCCM（下水道部門）	○人	下水道管路管理総合技士	○人	下水道管路管理主任技士	○人	下水道管路管理専門技士（調査）	○人	下水道管路管理専門技士（清掃）	○人	下水道管路管理専門技士（修繕・改築）	○人	下水道第3種技術検定	○人	下水道管理技術認定試験	○人	1級土木施工管理技士	○人	2級土木施工管理技士	○人	1級造園施工管理技士	○人	2級造園施工管理技士	○人	電気工事士（第一種）	○人	電気工事士（第二種）	○人	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	○人	監理技術者資格者証	○人	その他（○○○○）	○人	令和8年9月 日時点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号又は名称</th><th>△△興業 神奈川支店</th></tr> <tr> <th>資格</th><th>有資格者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>技術士（総合技術監理部門—上下水道-下水道）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>技術士（上下水道部門—下水道）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>RCCM（下水道部門）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理総合技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理主任技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理専門技士（調査）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理専門技士（清掃）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管路管理専門技士（修繕・改築）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道第3種技術検定</td><td>○人</td></tr> <tr><td>下水道管理技術認定試験</td><td>○人</td></tr> <tr><td>1級土木施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>2級土木施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>1級造園施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>2級造園施工管理技士</td><td>○人</td></tr> <tr><td>電気工事士（第一種）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>電気工事士（第二種）</td><td>○人</td></tr> <tr><td>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</td><td>○人</td></tr> <tr><td>監理技術者資格者証</td><td>○人</td></tr> <tr><td>その他（○○○○）</td><td>○人</td></tr> </tbody> </table>	商号又は名称	△△興業 神奈川支店	資格	有資格者数	技術士（総合技術監理部門—上下水道-下水道）	○人	技術士（上下水道部門—下水道）	○人	RCCM（下水道部門）	○人	下水道管路管理総合技士	○人	下水道管路管理主任技士	○人	下水道管路管理専門技士（調査）	○人	下水道管路管理専門技士（清掃）	○人	下水道管路管理専門技士（修繕・改築）	○人	下水道第3種技術検定	○人	下水道管理技術認定試験	○人	1級土木施工管理技士	○人	2級土木施工管理技士	○人	1級造園施工管理技士	○人	2級造園施工管理技士	○人	電気工事士（第一種）	○人	電気工事士（第二種）	○人	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	○人	監理技術者資格者証	○人	その他（○○○○）	○人
商号又は名称	△△興業 神奈川支店																																																																																				
資格	有資格者数																																																																																				
技術士（総合技術監理部門—上下水道-下水道）	○人																																																																																				
技術士（上下水道部門—下水道）	○人																																																																																				
RCCM（下水道部門）	○人																																																																																				
下水道管路管理総合技士	○人																																																																																				
下水道管路管理主任技士	○人																																																																																				
下水道管路管理専門技士（調査）	○人																																																																																				
下水道管路管理専門技士（清掃）	○人																																																																																				
下水道管路管理専門技士（修繕・改築）	○人																																																																																				
下水道第3種技術検定	○人																																																																																				
下水道管理技術認定試験	○人																																																																																				
1級土木施工管理技士	○人																																																																																				
2級土木施工管理技士	○人																																																																																				
1級造園施工管理技士	○人																																																																																				
2級造園施工管理技士	○人																																																																																				
電気工事士（第一種）	○人																																																																																				
電気工事士（第二種）	○人																																																																																				
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	○人																																																																																				
監理技術者資格者証	○人																																																																																				
その他（○○○○）	○人																																																																																				
商号又は名称	△△興業 神奈川支店																																																																																				
資格	有資格者数																																																																																				
技術士（総合技術監理部門—上下水道-下水道）	○人																																																																																				
技術士（上下水道部門—下水道）	○人																																																																																				
RCCM（下水道部門）	○人																																																																																				
下水道管路管理総合技士	○人																																																																																				
下水道管路管理主任技士	○人																																																																																				
下水道管路管理専門技士（調査）	○人																																																																																				
下水道管路管理専門技士（清掃）	○人																																																																																				
下水道管路管理専門技士（修繕・改築）	○人																																																																																				
下水道第3種技術検定	○人																																																																																				
下水道管理技術認定試験	○人																																																																																				
1級土木施工管理技士	○人																																																																																				
2級土木施工管理技士	○人																																																																																				
1級造園施工管理技士	○人																																																																																				
2級造園施工管理技士	○人																																																																																				
電気工事士（第一種）	○人																																																																																				
電気工事士（第二種）	○人																																																																																				
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	○人																																																																																				
監理技術者資格者証	○人																																																																																				
その他（○○○○）	○人																																																																																				